

## 第1 評価の対象とした政策等

### 1 評価の対象とした政策

本政策評価において、評価の対象とした政策は、以下のとおりである。

- ① 6次産業化に係る政府目標は、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、30年11月27日最終改訂）、「未来投資戦略2017-Society 5.0の実現に向けた改革-」（平成29年6月9日閣議決定）等において、「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」と設定されている。

当該政府目標の進捗状況については、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）の策定に当たって今後成長が期待できる6次産業化の分野として整理された「加工・直売」、「輸出」、「都市と農山漁村の交流」、「医福食農連携」、「地産地消」、「ICT活用・流通」及び「バイオマス・再生可能エネルギー」の7分野に係る市場規模合計の実績値を評価の対象とすることとした。

- ② 6次産業化の取組については、「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す」（注1）取組とされていることを踏まえ、図表1-①のとおり、農林漁業者が主体となった当該取組の推進や支援等を目的とする、i）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）、ii）株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号。以下「A-FIVE法」という。）及びiii）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）に基づく施策・事業（注2）等を主な評価の対象とすることとした。

（注1） 六次産業化・地産地消法前文による。

（注2） 農林水産省が「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づき作成した平成27年度から30年度までの事前分析表により、以下の①及び②の双方の目標値に関連付けられている事務事業を主な対象としたものである。

① 政府目標である「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」との目標値

② ①のうち、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組である加工・直売の市場規模を把握するために設定された目標値（3.2兆円）

### 図表1-① 評価の対象とした法律の概要

#### 【六次産業化・地産地消法】

この法律は、農林水産物等及び農山漁村に存在する資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策等を推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化等を図ること等を目的としている。

当該目的を実現するため、i）農林水産大臣が、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向等を内容とする基本方針を定めること、ii）農林漁業者等が、農林漁業経営の改善を図るため、自らの生産に係る農林水産物等を用いて行う新商品の開発、生産又は需

要の開拓や新たな販売方式の導入等を行うことにより農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業（以下「総合化事業」という。）に関する計画（以下「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣から当該総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができること、iii) 総合化事業計画の認定を受けた事業者（以下「認定総合化事業者」という。）が、当該計画に基づく総合化事業の実施に当たって融資の特例等の各種支援措置を活用することができること等が定められている。

#### 【A-FIVE 法】

この法律では、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という。）は、我が国の農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となった国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動(注1)等に対して資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社であるとされている。

具体的には、A-FIVE は、平成 25 年に 300 億円の政府出資及び 18 億円の民間出資を受け(注2)、農林水産大臣の認可を経て設立され、前述の事業活動等に対し、政府出資、民間出資により組成された A-FIVE が運営する「農林漁業成長産業化ファンド」を通じて出融資（直接出資及びサブファンド(注3)を通じた間接出資並びに資本性劣後ローン(注4)の提供）による資金供給や経営支援等を行っている。

(注1) 農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動のことをいう。

(注2) A-FIVE への出資額は、平成 25 年の設立当初のものである。

(注3) A-FIVE 法第 21 条第 1 項第 2 号に規定される支援対象事業活動支援団体であり、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号。以下「投資事業有限責任組合法」という。）に基づき、A-FIVE、民間事業者等の出資により投資事業有限責任組合として設立される。当該投資事業有限責任組合は、A-FIVE の同意を得て支援対象となる事業者への出資等を行う。

(注4) 金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金であり、i) 無担保、無保証、ii) 金利は業績連動、iii) 出資期間に合わせた一括償還という特徴がある。

#### 【農商工等連携促進法】

この法律は、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して行う事業であって、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行う事業（以下「農商工等連携事業」という。）の促進を図ること等を目的としている。

当該目的を実現するため、i) 農林水産大臣、経済産業大臣等の主務大臣が、農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向等を内容とする基本方針を定めること、ii) 農商工等連携事業を実施しようとする農林漁業者及び中小企業者は、共同して農商工等連携事業に関する計画（以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣、経済産業大臣等の主務大臣から当該農商工等連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができること、iii) 農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者及び中小企業者（以下、各項目に特段の注書き等がない限り、これらの者を総称して「農商工等連携事業者」という。）がこれに基づく農商工等連携事業の実施に当たって信用保証の特例等の各種支援措置を活用することができること等が定められている。

③ なお、本政策評価では、後述4のとおり、6次産業化の取組等の実態把握のため、i)

6次産業化に取り組む事業者に対して実地調査及びアンケート調査を、ii) 6次産業化に取り組んでいない事業者に対しアンケート調査を実施したが、取組の大半が農業（畜産業を含む。以下同じ。）分野であることを踏まえ、農業者又は農業者が組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。以下、これらの者を総称して「農業者」という。）を調査の対象(注)とすることとした。

(注) 6次産業化の取組は農林漁業の各分野で行われているが、本政策評価では、以下の①及び②の理由により、農業者における6次産業化の取組について実態把握・分析を行うこととした。

① 図表1-②のとおり、我が国における農業経営体、林業経営体及び漁業経営体の数は、農業経営体が大半（約9割程度）を占めると考えられること。

図表1-② 農林漁業の各経営体全体に占める農業経営体の割合（試算）

(単位：万経営体)

| 農業経営体 (A) | 林業経営体 | 漁業経営体 | 合計 (B) | A/B (%) |
|-----------|-------|-------|--------|---------|
| 137.7     | 8.7   | 9.5   | 155.9  | 88.3    |

(注) 農業経営体及び林業経営体は「2015年農林業センサス」、漁業経営体は「2013年漁業センサス」の数値による。

② 図表1-③のとおり、6次産業化の取組の年間販売金額の大半を占めるのは農業分野であること。

図表1-③ 6次産業化の取組による年間販売金額に占める農業生産関連事業によるものの割合（平成24～28年度）

(単位：億円)

| 年度     | 農業生産関連事業(A) | 漁業生産関連事業 | 合計(B)  | A/B (%) |
|--------|-------------|----------|--------|---------|
| 平成24年度 | 17,394      | 1,854    | 19,248 | 90.4    |
| 25年度   | 18,175      | 2,032    | 20,207 | 89.9    |
| 26年度   | 18,672      | 2,056    | 20,728 | 90.1    |
| 27年度   | 19,680      | 2,336    | 22,016 | 89.4    |
| 28年度   | 20,275      | 2,300    | 22,575 | 89.8    |

(注)1 農林水産省の「6次産業化総合調査」(平成24～28年度)に基づき、当省が作成した。なお、同調査では、林業は対象外である。

2 「農業生産関連事業」及び「漁業生産関連事業」は、6次産業化総合調査の定義による。

## 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（農林水産、防衛担当）

平成28年12月から31年3月まで

## 3 評価の観点

本政策評価は、6次産業化の取組の更なる推進を図る観点から、i) 農林漁業の6次産業化の推進のために実施されている施策・事業等の総体としての効果、ii) これら施策・事業等の改善点、iii) 実際に6次産業化に取り組んでいる農業者における効果の発現状況、抱える課題、iv) 今後、6次産業化の取組を推進していく上で参考となる事例等を把握するために実施したものである。

## 4 政策効果の把握の手法

以下の手法により、政策効果を把握した。

### (1) 実地調査の実施

関係行政機関、独立行政法人、認可法人、地方公共団体、関係団体等のほか、図表1-④のとおり、6次産業化に取り組んでいる農業者99事業者、中小企業者19事業者の

合計118事業者を対象に実地調査を行い、施策・事業の実施状況や効果、課題等についての把握・分析を行った。

図表1-④ 実地調査した6次産業化に取り組んでいる農業者99事業者及び  
中小企業者19事業者の内訳

| 実地調査した事業者の区分          | 対象事業者数 |
|-----------------------|--------|
| ①認定総合化事業者             | 32     |
| ②A-FIVE出資事業者(注1)      | 16     |
| ③農商工等連携事業者(農業者)(注2)   | 19     |
| ④非認定事業者(注3)           | 32     |
| ⑤農商工等連携事業者(中小企業者)(注2) | 19     |
| 合計                    | 118    |

(注)1 A-FIVE法第21条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、A-FIVE又はサブファンドから出資を受けた法人をいう。以下同じ。

2 農商工等連携事業計画のうち、19計画に係る19農業者及び19中小企業者について実地調査したものである。

3 ①から③までの事業者以外で農業の6次産業化(農業生産関連事業)に取り組んでいる農業者をいう。以下同じ。

なお、農業生産関連事業とは、「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「貸農園・体験農園等」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」の各事業を示し、各農業生産関連事業の定義については、「2015年農林業センサス」(農林水産省)における定義と同様である。以下、特段の注書き等がない限り同じ。

## (2) アンケート調査の実施

i) 6次産業化の取組による効果、ii) 6次産業化の取組の際に直面した課題及び課題への対応方法、iii) 充実・改善を希望する行政機関等の支援、iv) 6次産業化の取組を開始できない理由等を把握するため、図表1-⑤のとおり、6次産業化に取り組んでいる農業者6,558事業者及び取り組んでいない農業者2,282事業者(合計8,840事業者)に対し、平成30年1月1日時点の状況に関してアンケート調査を実施(実施期間:平成30年2月1~23日)し、その結果に基づき分析(注)を行った。

(注) 本政策評価書において、アンケート調査結果に基づく分析の結果を記載するに当たっては、適宜、アンケート調査の設問や選択肢等について、用語の簡略化や言い換え等を行っている。

図表1-⑤ アンケート調査対象者数、有効回答数等について

(単位:事業者)

| アンケート調査対象者区分                 |                  | 対象数(A)<br>(発送数)<br>(注2) | 回収数(B)<br>(注2) | 回収率(B/A)<br>(%) | 有効回答数<br>(注2)      |
|------------------------------|------------------|-------------------------|----------------|-----------------|--------------------|
| 6次産業化<br>に取り組<br>んでいる<br>農業者 | ①認定総合化事業者(注1)    | 641                     | 356            | 55.5            | 324                |
|                              | ②A-FIVE出資事業者(注1) | 48                      | 34             | 70.8            | 34                 |
|                              | ③農商工等連携事業者(注1)   | 476                     | 237            | 49.8            | 237                |
|                              | ④非認定事業者          | 5,393                   | 3,480          | 64.5            | 2,661              |
|                              | 小計(①~④)          | 6,558                   | 4,107          | 62.6            | 3,256              |
| ⑤6次産業化に取り組んでいない農業者           |                  | 2,282                   | 1,465          | 64.2            | 2,101<br>(199)(注2) |
| 合計                           |                  | 8,840                   | 5,572          | 63.0            | 5,556              |

(注)1 本アンケート調査は、「①認定総合化事業者」及び「③農商工等連携事業者」は、平成28年3月末までに認定を受けた者を、「②A-FIVE出資事業者」は28年3月末までに出資を受けた者を対象として実施したものである。また、本アンケート調査においては、「③農商工等連携事業者」は、農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者に限る。

2 「発送数」とは、送達不能等となった者を除いた数である。「回収数」とは、単純に上記①～⑤の発送区分ごとに回収した（回答のあった者）の数である。また、「有効回答数」とは、個別の回答内容を踏まえ、i）全問無回答などの無効回答を除く、ii）①及び③のうち調査時点で6次産業化に取り組んでいないと回答した農業者について⑤に入れるなどの整理を行った結果に基づく、各区分における有効回答数である。なお、「⑤6次産業化に取り組んでいない農業者」欄の「有効回答数」で括弧書きしている199事業者は、平成30年1月1日時点で6次産業化に取り組んでいると回答した者であるため、本政策評価書において「6次産業化に取り組んでいない農業者」として集計・分析の対象とはしておらず、また、調査項目が①～④の農業者と異なるため、各区分に該当する農業者としても、集計・分析の対象とはしていない。

### (3) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等から農林漁業の6次産業化に関連するデータを把握・収集し、政府目標の達成状況や関連施策・事業の効果等について把握・分析を行った。

## 5 調査対象機関等

### (1) 調査対象機関

農林水産省、経済産業省

### (2) 関連調査等対象機関

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）、A-FIVE、サブファンド、都道府県、市町村、6次産業化中央サポートセンター（以下「中央SC」という。）、6次産業化都道府県サポートセンター（以下「都道府県SC」という。）（注）、地域金融機関、農業者、中小企業者等

（注）以下、中央SC及び都道府県SCを「SC」と総称する。

## 6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、以下のとおり、総務省政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成28年11月29日 政策評価計画
- ② 平成30年7月27日 調査の状況（政策評価の取りまとめの方向性）

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公開している。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyokashingikai\\_n/hyokashingikai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyokashingikai.html))

## 7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査結果及びアンケート調査結果のほか、主として以下の資料を使用した。

- ① 2015年農林業センサス（農林水産省）
- ② 6次産業化総合調査（農林水産省）
- ③ 六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査の結果（農林水産省）